

みやぎの 生衛だより

76

2022. 1

公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター
仙台市青葉区上杉五丁目1-12 後藤コーポ107号
TEL 022 (343) 8763 FAX 022 (343) 8764
URL <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>
E-mail miyagicenter@seiei.or.jp



新年のご挨拶



公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター

理事長 佐藤 勘三郎

謹賀の候 新年を穏やかに迎えできましたこと衷心より慶賀申し上げます。旧年中は何かと当会事業におきましてご厚情賜り厚く御礼申し上げます。

さて、昨年および一昨年にわたり私たち生活衛生関連の同業組合は大きな逆境下の経営環境に置かれました。お客様との距離感が比較的近い私たちの生業は、どうしても接触の機会を減らすことができません。ましてや地域に根差した仕事であればあるほど「関わり」が求められます。皆様におかれましては大変なご苦勞をされてきたものと推察申し上げます。

しかしながら災禍はいつまでも続くものではありません。今からおよそ百年前に猛威を振るったスペイン風邪は死者およそ四千万人とも言われましたが今ではインフルエンザの形態の一つになっております。(それでも危険度が高いの言うまでもありませんが)。予防接種のみならず、経口薬(価格は高いもの)も開発され徐々に新型コロナ包囲網は狭まってきております。相変わらず恐ろしい病禍であることには変わりはないものの私たちはそろそろ別の心配をしたほうが良いのかもしれません。

昨年十一月、指導センター主催の衛生講習会が開かれ、昨年引き続き(独)仙台医療センターウイルスセンター長である西村秀一先生に御講義を頂戴しました。専門のお立場から新型コロナウイルスに対する「正しい対応」「誤った対応」を教えていただいたのですが、同時に「ウイルスで」私がかんがえない理由「十項目」なるものもご披露いただきました。多くは勉強不足の医療関係者や過剰すぎるマスキングに向けたものでしたが私たちが事業者に向けられた「苦言」もありました。要約すると「何でもかんでもウイルスのせいにするな」ということです。売り上げの減少もサービスの質の低下も既得権のごとく受け止め、かつ臆面もなく主張し、それに抗おうとせず業界横並びの「衛生対策」を疑問も感じず受け入れていることへの憤りです。私たちにとって耳の痛いご指摘でした。確かに一部のサービスを停止したり縮小したりしているケースがままあります。感染症対策も「右ならえ」で自分の頭で考えることも無く実行しているのが実情です。感染の危機が薄れても惰性で(もしくは費用・人手削減のため)それを継続している事業者が数多くいます。まさに「思考停止状態」に陥っていることへの先生からの警鐘でした。

コロナ後のニューノーマルについて議論され久しくなっております。これだけ大きな災禍を全世界が経験した以上、今まで同様の生活様式という事は考えにくいかと思えます。私たち生業を営む者が率先して「新しい生活様式」を提案することに意味があるのではないのでしょうか。指導センターでも常に情報を、そして意見を発信し続ける所存です。

改めて本年もよろしくお願い申し上げます。



宮城県知事 村井嘉浩

明けましておめでとうございます。新しい年を迎えるに当たり、組合員の皆様と御多幸を心からお祈り申し上げます。昨秋に行われた知事選挙において、私は県民の皆様と御支持をいただき、引き続き県政運営を担わせていただくことになりました。五期目の責任の重さを痛感しているところでありますが、県民の皆様への負託に応えるため、県政の様々な課題に全力を尽くして取り組んでまいります。

昨年は、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会が開催され、県内では、宮城スタジアムにおいてサッカー競技が行われました。また、宮城県ゆかりの選手の活躍も光り、県民に大きな感動と希望を与えてくれました。さらに、全国豊かな海づくり大会が本県で初めて開催され、天皇皇后両陛下にオンラインで御臨席賜りました。これらの大きな大会を通じて、東日本大震災から十年を経て復興した宮城の姿を広く発信することができました。

一昨年から猛威を振るっている新型コロナウイルス感染症については、感染拡大防止に向けた外出自粛や休業要請等に伴う消費の低迷、観光客の減少などにより、地域経済をはじめとした幅広い分野に影響を受けましたが、感染拡大防止の切り札とも言えるワクチンについては、接種を希望する多くの県民の皆様により二回の接種を終えていただくことができました。

今年には、新たな県政運営の指針である「新・宮城の将来ビジョン」の二年目に入ります。昨年に引き続き、市町村やNPO、企業など多様な主体と連携・協働しながら、新型コロナウイルス感染症対策と復興完了に向けた施策に力を入れるとともに、「新・宮城の将来ビジョン」に基づく取組を着実に推進してまいります。特に、あらゆる分野でデジタル技術を最大限に活用しながら、県民サービスの向上や県内産業の活性化等を図るとともに、若者の県内定着や子ども・子育てを社会全体で支える環境整備、外国人材の受入促進に重点的に取り組んでまいります。

また、令和四年は県制一五〇周年の節目の年でもあります。宮城県は誕生から一五〇年という歴史の中で、数々の災害や困難を乗り越えながら歩みを進めてまいりました。私たちにはこれをさらに発展させ、引き継いでいく使命があるものと考えています。県民の皆様一人一人が、地域の歴史や魅力を探求しながら郷土への愛着を深め、明るい未来を展望することができるよう、多様な主体による魅力ある地域づくりを進めるとともに、安全で恵み豊かな県土の中で、幸福を実感し、いつまでも安心して暮らせる宮城を目指して取り組んでまいりますので、今後とも御理解と御協力をお願い申し上げます。



仙台市長 郡和子

令和四年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

宮城県生活衛生営業指導センターならびに各生活衛生同業組合の皆様には、日頃より生活衛生関係営業施設における衛生管理の徹底により公衆衛生の向上にご尽力いただき、また、健全で快適なサービスの提供を通じて、市民の皆様と安全で健康的な生活環境の充実に大いにご貢献いただいておりますことに、心より感謝申し上げます。

昨年も一昨年に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けた一年となり、本市におきましては、市民の皆様と命と健康を守ることを最優先に、保健所の体制強化や医療提供体制の確保、ワクチン接種の推進など、市役所の総力を結集して感染症対策に全力で取り組んでまいりました。

加えて、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな打撃を受けている地域経済の再生と活性化のため、「仙台市経済成長戦略2023」において感染症対策プロジェクトを新たに設定し、事業継続の支援や販路拡大支援により地域経済の安定を図るとともに、感染症による社会情勢の変化を踏まえた更なる地域経済の成長を目指し、ウィズコロナ、アフターコロナを見据えた取り組みを進めているところでございます。

また、昨年は、本市の目指す都市の姿と今後十年間の取り組みの方向性を示す新たな「仙台市基本計画2021-2030」の初年度としてスタートを切り、「挑戦を続ける、新たな都へ」The Greenest City SENDAIの理念のもと、世界からも選ばれるまちの実現に向け、第一歩を踏み出したところです。誰もが心豊かに暮らすことができる未来に向けて、先人が培ってきた資産や知恵を余すことなく活かす、多様な主体が持つ力を十分に発揮できる「新たな都」として、仙台に関わるすべての方々とともに挑戦を続けてまいります。東日本大震災を乗り越え、復興の道程を切り開いてきた強みを大切に育みながら、活力とにぎわいに満ちた、彩り豊かな笑顔が咲き誇るまちとなるよう、取り組んでまいりますので、引き続きご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

結びに、宮城県生活衛生営業指導センター、各生活衛生同業組合の益々のご発展と、組合員の皆様と本年のご多幸とご健勝を心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

年頭のご挨拶



株式会社日本政策金融公庫仙台支店
支店長兼国民生活第一事業統轄 兵 藤 匡 俊

令和四年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、飲食・旅館業を始めとして、生活衛生関係営業者の皆様方は、大きな影響を受けた一年でした。また、コロナ禍以外にも、食料品や燃料など原材料価格の上昇があり、さらに、最低賃金の引き上げや人材不足による人件費の上昇も懸念される所です。

宮城県内におきましても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、緊急事態宣言の発令により営業が制限されるなど、厳しい状況が続いたかと存じます。一方で、七月には東京2020オリンピック競技大会でサッカー競技が開催されたり、十月には全国豊かな海づくり大会が石巻市で開催されたりするなど、イベント再開に向けた動きが少しずつみられるようになりました。

日本政策金融公庫としては、実質無利子無担保の「新型コロナウイルス感染症特別貸付」などにより、コロナ禍で影響を受けた事業者の資金繰りを支援してまいりました。また、既往公庫融資の借換や条件変更などにも柔軟に対応することとしております。さらに、「新型コロナウイルス対策資本性劣後ローン」の活用により、財務基盤の強化に取り組み事業者への支援も行っております。こうした金融面の支援以外にも、売上アップにつながるSNSの活用方法や写真の撮り方を解説した冊子や、組合や企業によるコロナ禍への取組事例を特集した「生活衛生だより」の発行、オンラインも活用した経営支援セミナーの開催など、生活衛生関係営業者の経営課題の解決に役立つ情報発信にも努めてまいりました。今後も、事業者の皆様にもきめ細かなフォローアップを行うなど、コンサルティング機能の強化に取り組みまいります。

新たな年は、コロナ禍により消費者のニーズがどのように変化していくか、需要の回復がどこまで進むのか、見通しを立てにくい状況下でのスタートとなりますが、日本政策金融公庫としては、引き続き、きめ細かな金融支援に取り組みとともに、こうした環境変化に対応した経営情報の提供を行うなど、生活衛生関係営業者の皆様方の支援に全力を尽くしていく所存です。

最後になりましたが、本年が皆様方にとって実り多い年になりますよう祈念して、私の新年の挨拶と致します。

受賞(章)おめでとうございます

令和三年度

「生活衛生関係表彰受賞(章)者」

厚生労働大臣表彰

(令和三年十月二十二日)



相澤 邦彦 様
(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)



佐藤 俊昭 様
(宮城県食肉生活衛生同業組合)



後藤 正義 様
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

(一社)全国生活衛生同業組合
中央会理事長表彰

(令和三年十月二十二日)



小松 敬藏 様
(宮城県クリーニング生活衛生同業組合)



竹丸 登 様
(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)



成澤 征輝 様
(宮城県食肉生活衛生同業組合)

佐藤 敏幸 様 (食肉)
加藤 素行 様 (ホテル旅館)
渋谷 洋三郎 様 (クリーニング)

○優良施設

社会福祉法人豊明会 ふくし工房かつらっぱ
社会福祉法人豊明会 様

(クリーニング)

ヘアーぬまくら

有限会社ぬまくら 様

(理容)

文化の日 知事表彰

(令和三年十一月一日 東京エレクトロンホール宮城大ホール)

高橋 清人 様

(宮城県理容生活衛生同業組合)

小島 光子 様

(宮城県中華飲食生活衛生同業組合)

後藤 正義 様

(宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合)

宮城県知事表彰

(令和三年十一月十七日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

佐々木 喜藏 様 (麺類飲食業)

鎌田 平吉 様 (中華飲食)

公益財団法人宮城県生活衛生営業指導センター理事長表彰

(令和三年十一月十七日 ホテル白萩)

○生活衛生功労者

我妻 政勝 様 (寿司商)

名生 登志郎 様 (麺類飲食業)

高橋 真希子 様 (麺類飲食業)

木村 信一 様 (理容)

高橋 明浩 様 (ホテル旅館)

寺澤 昭一 様 (クリーニング)

令和三年活動報告

宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合

今年の活動は新型コロナウイルス感染拡大防止の為、大幅に制限されることとなりました。理事会や常務会なども書面決議などで開催するなど安全第一に努めました。そんな中、三月に全組合員店舗での感染拡大防止策の一つとしてアルコールスプレー配布の事業を行いました。



まだ安心できる状況ではありませんが引き続き感染拡大防止に取り組んでいきたいと考えております。そして今年度の総会（書面決議）において組合理事長が大場勝義氏に交代しました。緊急事態宣言、蔓延防止重点措置などを乗り越え十月によりやく常務会を対面で開催。十一月に秋保温泉ホテルニュー水戸屋で開催した移動理事会では十名を越す受賞者の紹介や次年度の事業予定について議論しました。全国での事業はほぼ延期や中止となり残念な一年となりましたが、県内においてはこれから各支部において給食慰問等の活動をしていく予定です。



沿岸部支部組織強化による復興支援事業

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合

宮城県社交飲食業生活衛生同業組合は東日本大震災以降、様々な自然災害に何度も遭遇しながらも、組合員一丸となり懸命に立ち向かってまいりました。二〇二〇年度は東京オリンピック

ク開催によるインバウンドの加速、県内の震災復興計画の完成年度も近付き、高速道路の完成など明るい話題に希望を抱き、観光客入込数の増加を期待しております。

しかし、二〇二〇年四月七日に新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出され以来、宮城県内での初クラスターがパブで発生したことから、感染源として社交飲食業界が非難的とされるなど、業界全体が苦境に立たされました。感染拡大防止対策として多くの組合員の店舗では営業時間の短縮や休業を実施しております。





が、各店舗の売り上げ激減のダメージは計り知れず、営業を継続できないと判断する店舗も増え、街には空き店舗が急増しています。明日は我が身と社交飲食業界の関係者は経済的及び精神的に非常に追いつめられています。正解の

わからない感染対策について、経費は嵩み、延々と業務は増えるばかり。日々情報が膨大に発信される中で、振り回され続けています。

この状況を止めるために今できることを悩み考え続け、新型コロナウイルスについて知ることが重要なのではないかとこの答えに辿り着きました。

学び、その性質を知ること、正しい対策について各人が理解をすることで、無駄に恐れることなく「実店舗」による経済活動を冷静に継続することができれば、精神的な負担も軽減され、雇用を守り、組合員の生活も守ることに繋がります。仙台市および宮城県の我々業界に対する感染拡大防止の補助等については、大変感謝申し上げます。暖かな支援に勇気づけられながら、商いの基本に立ち返り、社交飲食業界のニューノーマルを見出す努力をまいります。

また、コロナ禍にあって、インターネットの活用が急激に進みましたが、情報格差(デジタルデバイド)は拡大しております。経営においてもその活用は必須であることから、今年度IT班を新設し取り組みを強化できたことは、時宜にかなったものとなりました。今後も積極的かつ有効活用できるよう推進してまいります。

食肉組合の理事長に着任してから、早くも四年が経ちました。着任以来、「振興対策事業」「後継者育成事業」「農業祭」「牛肉キャンペーン」「消費者交流」「各種講習会の開催」「若手組合員減少対策」といった活動を行ってまいりましたが、直近二年間においては新型コロナウイルスの影響により、芳しい成果はえられませんでした。

今年度の反省を踏まえ来年度は、組合員への情報連携の強化を図りつつ、上記六つの事業について確実に遂行できるように、組合役員一同、尽力して参る所存でございます。

また現在の組合活動として、HACCP(総合衛生管理)の実施状況のチェック強化や、食肉消費対策として無料試食を通じた仙台黒毛和牛の販売強化を実施しました。

今後の計画として、知識と技術取得の向上を目指し、若手経営者向けのセミナーの開催を考えております。

上記ではお肉検定の支援ならびに若手経営者を含む組合員を対象として日本政策金融公庫の資金調達の支援などを行う想定です。

直近の活動と致しまして、令和三年十一月十九日(金)、「日本政策金融公庫セミナーおよび後継経営者交流会(令和三年度宮城県生活衛生



食肉組合の事業を振り返って

宮城県食肉生活衛生同業組合

営業振興対策事業 交流者育成事業)」について
 仙台支店長兵藤匡俊以下三名が講師としてセミナーに登壇し、若手経営者に向けたコロナ禍における事業者の良好事例・工夫事例の発信を行いました。

最後にはなりますが、若手組合員の減少対策として、生活衛生同業組合の意義を再認識し、非組合員の加入に向けた勧誘を引き続き促進して参ります。

組合員一同でコロナ禍を乗り切っていくべく、努力していく所存でございます。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

—あれから十年—
 「東日本大震災教訓句碑」建立
 宮城県理容生活衛生同業組合

令和三年十一月十八日、全国理容生活衛生同業組合連合会(大森利夫理事長)は東日本大震災の教訓を後世に伝えるべく名取市震災メモリアル公園に「東日本大震災津波教訓句碑」を建立し、除幕式を行った。当日は、宮城県理容組合阿部理事長の開式の言葉から始まり、黙とうの後、岸田首相からの言葉も読み上げられた。また、宮城県知事代理で列席いただきました佐野副知事、理容業界の心の思いを受け入れてくださり碑建立にご尽力いただいた名取市山田市長、指導センター佐藤理事長はじめ多くのご来賓にもご出席いただいた。私たち理容業界からは全

国理容連合会大森理事長を筆頭に、北は北海道、南は沖縄まで全国四十七道府県理容組合理事長にもご列席を頂き、メディアも含め参加者は約百名を超えた。

碑の表面には震災直後に名取入りして津波被害を目の当たりにした全国理容連合会大森理事長の「数多逝きし弥生の海へ合掌す」と胸の内を詠んだ句が刻まれており、裏面には「東日本大震災津波教訓句碑」として震災津波被害の状況と自然災害に対する防災意識を高めながら災害に備えることの重要性を説いており、未曾有の災害を風化させることなく教訓を後世に伝える



ため建立する意図が刻まれている。

あれから十年の月日が流れました。この意義深い句碑建立の意味を胸に刻みながらこの先途切れることなく教訓として語り継いでいきたい。碑は日和山のある敷地内の端に建立されその地を見守っている。



指導センターから

当指導センターでは、次のような事業を実施しています。地域に密着する生衛業の活性化が、地方創生、地域の活性化に繋がるものと考え事業に取り組んでおります。

令和三年度も新型コロナウイルスの関係で予定通りに事業を実施できない場合もありましたが、Withコロナの中でも必要な事業を実施してまいりますので、引き続きご支援とご協力をいただきますようお願いいたします。

① 相談指導事業

日常業務の中で、融資など各種相談に対応しているほか、経営指導員による地区巡回相談等を実施しています。また、経営特別相談員による経営改善資金融資に関する相談指導等を行っています。

② 情報化整備事業

生衛業関連情報をホームページに掲載し、生衛業者等に提供しています。各コーナーの充実と情報発信の強化を図っています。

③ 後継者育成支援事業

後継者不足に対応するため、行政や学校と連携し、生衛業者や生衛組合によるインターンシップの取組を支援しています。また、本事業の今後の取組の参考とするため、体験学習参加者を対象にアンケート調査を実施しています。

④ 健康・福祉対策推進事業

不特定多数の利用者が出入りする生衛業のお店が、感染症の発生、感染拡大の場とならないよう、「衛生講習会」を仙台市内で開催しました。

⑤ 消費者等コールセンター事業

令和二年度中に県内の消費生活相談窓口に寄せられた生衛業に係る苦情相談件数等を取りまとめ、各生衛組合、各消費生活相談窓口に情報提供しました。また、各消費生活相談窓口と連携し、消費者から寄せられた苦情等に適切に対応するとともに、苦情の低減のために消費生活相談員、消費者団体代表、関係行政機関、関係生衛組合代表等による意見交換会を開催しました。

⑥ 標準営業約款登録事業

消費者（利用者）の擁護の観点から厚生労働大臣認可の「Sマーク（安全・清潔・安心）」の登録の普及啓発に取り組んでいます。

⑦ クリーニング師研修等事業

クリーニング業法に基づくクリーニング師研修、業務従事者講習を実施しています。

⑧ 全国センター委託事業

景気動向アンケート調査について受託し実施しています。また、昨年度に引き続き、衛生水準の確保・向上事業にも取り組んでいます。さらに、厚生労働省が作成した「生産性向上ガイドライン・マニュアル」及び地元の経営アドバイザーの助言を活用した「モデル事業」を実施しています。

⑨ 県の委託事業

宮城県からの委託を受け、（株）日本政策金融公庫の融資に係る知事の推薦書を発行しています。

新型コロナウイルス対策で 県・県議会・仙台市へ要望

新型コロナウイルスが生衛業に深刻な影響を及ぼしていることから、令和三年二月十五日及び七月二十日に要望活動を行いました。

● 二月十五日の要望活動

要望先…宮城県知事、宮城県議会議長

要望内容…飲食店への時短要請等により利用客が激減しており、次の事項を配慮願いたい

①GOTOキャンペーンの早期の再開と県



独自の振興策の実施

- ② コロナ禍での安全な利用の推進と自らの率先行動の実施
- ③ PCR等検査への補助とワクチンの早期・優先的な接種

●七月二十日の要望活動

要望先…宮城県知事、仙台市長

要望内容…理・美容、クリーニング業への支援

援策は手薄であり、次の事項を配

慮願したい

- ① 理・美容、クリーニング業へのコロナ対策の認証制度の創設
- ② 「GOTO理・美容、クリーニングクーポン券」の創設

各要望内容については、要望先の知事、議長、仙台市長様からしっかりと受け止め、前向きに取り組みますとの回答をいただきました。



「衛生講習会」を開催しました

十一月二日にホテル白萩において「衛生講習会」を開催いたしました。

昨年度に引き続き

き、ウイルス感染症の

専門家である国立病

院機構仙台医療セン

ターの西村秀一先生

から、「生衛業者のた

めの新型コロナウイ

ルス対策2021」の

テーマで、現状や感染対策のポイントなどをス

ライドをもとに分かり易く解説していただきました。



当日は、生衛業者の方など約五十人の参加で、皆さん熱心に聴講し、終了後のアンケートでも、「大分間違った覚え方をしていたのもありました。こんなに楽にできればもっと毎日が楽しく過ごせると思います。ありがとうございます。」これからももう少し楽に考えて仕事をしたいと思えます」など、全員が参考になったとの感想がありました。

西村先生の講習は、研究成果に基づく見解と内容でしたが、生衛業にとって大変参考となる内容でしたので、その概要をお知らせします。

〈現状について〉

● 新型コロナウイルスは、エアロゾル・空気感染が顕在化しています。ワクチンと治療薬により重症化は抑えることができます。

● ただし、高齢者の重症化率は依然として高い状況です。従って高齢者に感染を広げないことが重要です。

● コロナ疲れにより私達は様々なダメージを受けています。肉体的・経済的・絆・精神的ダメージなどです。

〈私の不機嫌〉

● 私達は「専門家」や「マスクミ」などから沢山のことにだまされています。

● 目からの感染や便を介しての感染、手すり・つり革・スイッチを介しての接触感染などは「可能性がある」となっているが証明されていません。

● エアロゾル・空気感染に対して、アクリル板やフェイスシールド、アルコール消毒などはほとんど意味がありません。

〈対策〉

● 自分↓客、客↓自分、客↓客において誰と誰との間の感染から守るのか。一つ一つ具体的に自分の頭で考えましょう。

● 本来に必要な情報に基づき、古い知識は捨て正しい理屈とそれに沿った実践を行うことが重要です。変えるべきものは変えていきましよう。

● ガイドラインに載っているからという、形だけの対策は捨て去るべきです。

また、その後三年を超えない期間毎に、同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせることが義務付けされています。

研修・講習の目的は、衛生法規や洗濯物の処理等の知識・技術の普及及び消費者擁護の観点からのクリーニングの事故防止を図り、クリーニング所及び取次店が安心できるサービスの提供を確保することにあります。

当指導センターではクリーニング所に従事するクリーニング師と従事者の資質の向上、知識の習得及び技能の向上を図るため、令和四年度も知事の指定を受けて実施することとしております。対象者は必ず受講しましょう。



受講者の推移

単位：人

種類	年度	27年	28年	29年	30年	元年	2年	3年
クリーニング師研修		89	83	92	89	72	89	78
クリーニング業務従事者講習		157	127	140	166	130	128	145

公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター役員

- | | |
|------|--------------------|
| 理事長 | 佐藤勘三郎 (ホテル旅館・理事長) |
| 副理事長 | 上村 孝 (社交飲食業・理事長) |
| 専務理事 | 大久保圭司 (クリーニング・理事長) |
| 理事 | 佐藤 重人 (指導センター) |
| 理事 | 深瀬 和夫 (寿司商・理事長) |
| 理事 | 大場 勝義 (麺類飲食業・理事長) |
| 理事 | 相澤 邦彦 (中華飲食・理事長) |
| 理事 | 遠藤 慎一 (料理業・理事長) |
| 理事 | 熊谷 貞雄 (喫茶飲食・理事長) |
| 理事 | 佐藤 俊昭 (食肉・理事長) |
| 理事 | 阿部 忠 (理容・理事長) |
| 理事 | 今野 仁 (美容業・理事長) |
| 理事 | 加藤 慶藏 (映画協会・会長) |
| 理事 | 鈴木 栄一 (中華飲食・監事) |
| 理事 | 井上 利昭 (美容業) |

公益財団法人
宮城県生活衛生営業指導センター評議員

- | |
|--------------------|
| 白幡 泰三 (寿司商・副理事長) |
| 岡崎 隆志 (麺類飲食業・副理事長) |
| 小原喜公夫 (中華飲食・副理事長) |
| 小嶋 恵子 (社交飲食業・副理事長) |
| 岩淵弘一郎 (料理業・副理事長) |
| 阿部 亨 (喫茶飲食・副理事長) |
| 成澤 征輝 (食肉・副理事長) |
| 赤間 光 (理容・副理事長) |
| 熊谷 千代 (美容業・監事) |

生活衛生営業のための
無料アプリ **せいせいNAVI** 誕生!!

生活衛生営業とは、国民の暮らしを支える飲食業、理容業、美容業、クリーニング業、旅館ホテル業、飛行場、公共浴場業、食肉販売業、食料販売業、水回し販売業をいいます。

プロモーション映像で、便利は、お聞きを体験していただけます

簡単便利な4つの機能
 1. 新着情報 2. 検索機能 3. 先送事例 4. 経営診断

スマートフォンやタブレットから簡単にご利用できます
 対応機種/スマートフォン、タブレット OS / iOS (13以上)、Android
 インストールはApp StoreまたはGoogleplayストアからアプリをダウンロードします。
 ※アプリの更新や個人情報を削除することはできません。

皆のもののお店だから
Sマークのお店だから
安心なのじゃ!

Sマークのある
飲食店、クリーニング
めん類飲食業、旅館
のお店は、3つの「S」
安全 safety
安心 standard
清潔 sanitation
をお約束します。

11月は、Sマーク標準業初級普及登録促進月間です。

私たちは S マークのお店です。

- | |
|------------------------|
| 橋村小由美 (映画協会・副会長) |
| 梅原 敏 (ホテル旅館・副理事長) |
| 佐々木喜美夫 (クリーニング・副理事長) |
| 伊藤 秀則 (中小企業診断士) |
| 佐々木真知子 (全国消費生活相談員協会理事) |

指導センターからのお知らせ

万一に備えて、お客様を守ろう！
団体保険で掛け金は安い！

お客様の安全・安心の確保と親を慮くため、技術講習・衛生管理セミナーに参加しましょう！

組合の情報は迅速で豊富！最新情報の入手は組合から！

日本公庫は、我々生衛業者専門の金融機関です。親切で、頼りになります！

困ったときは、まず相談！組合の無料相談で専門家に聞いてみよう！

思った以上の経費節約ができます！組合に加入で、収益力アップが私の願い！



地域密着、お客様、地域を守ろう！人脈形成を図り、経営手馴れを磨こう！

せいせい七福神がアドバイス

商売繁盛・収益力向上に役立つ 生衛組合加入のメリット

全国ネットワークで情報入手はいち早く！

日本公庫の融資で金利負担軽減！

困った時は、専門家による無料相談で！

お客様のため、技術の向上、衛生知識の講習会へ参加！

組合特典で経費節約、収益向上！

お店の経営のお手伝い！

七福神は、
生衛組合への加入を
おすすめします！

保険は大事、割安掛金で！

地域密着、人脈も形成できる！

生衛組合は、各業種ごと都道府県に一つだけ設置が認められる組合で、全国連合会の下、全国的なネットワークで結ばれています。都道府県指導センターは、生活衛生業と生衛組合の活動を支援し、地域の衛生水準の維持向上等を図る活動をしています。



カラオケ著作権料

毎月 20% の割引。
BGM も 20% 割引
です。

※ 社交業や飲食関係の組合・旅館ホテル組合



NHK受信料

組合を通じてのお支払で大幅割引。大変お得です。

※ 全国旅館ホテル組合



クレジットカード

組合加入で手数料率の優遇。その分経費節約ができます。

※ 各業の特性に応じて実施されており、取扱いのない組合もあります。



(注) 個別特典は、各業の特性に応じて実施されており、すべての業種・組合にあてはまるものではありません。

生衛組合は、組合員一人ひとりと力を合わせて、 新型コロナウイルス感染症を乗り越えるため活動しています

- ・ 新型コロナウイルス感染症に関する最新情報の提供
- ・ 感染拡大の影響に伴う特別貸付の指導・助言
- ・ 新しい生活様式を踏まえた経営スタイルの指導・助言
- ・ 感染拡大予防ガイドラインの実践の指導・助言
- ・ 国・都道府県に対する新型コロナウイルス感染症に関する緊急救済対策および事態収束後の復興等に向けた要望活動の実施

こうした活動の実施には多くの組合員の皆様の支えが必要です。組合加入は、地域経済を支え、超高齢社会における地域社会の暮らし、豊かな国民生活にも、間接的に貢献していることとなります。



生活衛生新型コロナウイルス感染症対策挑戦支援資本強化特別貸付 (生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローン) 概要

ご利用いただける方 (注1)	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けた生活衛生関係の事業を営む法人または個人企業の方であって、次のいずれかに該当する方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. J-Startupプログラムに選定された方(注2)または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合(注3)から出資を受けた方 2. 中小企業再生支援協議会の支援を受けて事業の再生を行う方(注4)または独立行政法人中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合(注5)の関与のもとで事業の再生を行う方(注6) 3. 上記1および2に該当しない方であって、事業計画書を策定し、民間金融機関等による支援を受けられる等の支援体制が構築(注7)されている方(注8) 																		
資金のお使いみち	事業を行うために必要な設備資金および運転資金(注9)																		
ご融資額	7,200万円以内(別枠)																		
ご返済期間	5年1ヵ月、7年、10年、15年、20年のいずれか																		
ご返済方法	期限一括返済(利息は毎月払)																		
利率(年)	<p>ご融資後1年ごとに、直近決算の業績に応じて、2区分の利率が適用されます(注)。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>税引後当期純利益額</th> <th>5年1ヵ月</th> <th>7年</th> <th>10年</th> <th>15年</th> <th>20年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0円以上</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.60%</td> <td>2.70%</td> <td>2.95%</td> </tr> <tr> <td>0円未満</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> <td>0.50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)ご融資後3年間は、税引後当期純利益額を問わず、利率は0.50%となります。</p>	税引後当期純利益額	5年1ヵ月	7年	10年	15年	20年	0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%	0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%
税引後当期純利益額	5年1ヵ月	7年	10年	15年	20年														
0円以上	2.60%	2.60%	2.60%	2.70%	2.95%														
0円未満	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%	0.50%														
担保・保証人	無担保・無保証人																		
融資条件など	<ul style="list-style-type: none"> ・審査時に原則として生活衛生新型コロナ対策資本金劣後ローン専用の事業計画書をご提出いただく必要があります。 ・毎期の経営状況の報告等を含む特約を締結していただきます。 																		
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本制度による債務については、金融機関の資産査定上、自己資本とみなすことができます。 ・本制度による債務については、法的倒産手続きの開始決定が裁判所によってなされた場合、全ての債務(償還順位が同等以下とされているものを除く)に劣後します。 ・原則として、ご融資後5年間は期限前返済をいただけません。 																		

(注1) ご利用にあたっては、振興計画認定組合の組合員の方は、振興計画認定組合の長(組合の長から委任を受けた支部長及び理事を含みます。)が発行する「振興事業に係る資金証明書」、組合員以外の方で設備資金をご利用の場合は、都道府県知事の「推せん書」(借入申込金額が500万円以下の場合には不要)が必要となります。

(注2) J-Startupプログラムに選定された企業は、[J-Startupホームページ](#)から確認できます。

(注3) 主に「起業支援ファンド」、「中小企業成長支援ファンド」に分類される投資ファンドをいいます。

「起業支援ファンド」または「中小企業成長支援ファンド」に分類されるファンドであるかについては、中小企業基盤整備機構「[出資ファンド検索システム](#)」からご確認いただけます。検索の結果、対象になるか不明な場合は、支店の窓口までお問い合わせください。

(注4) 「新型コロナウイルス感染症特例リスクスケジュール支援」または「再生計画策定支援」を受けている方に限ります。

(注5) 主に「中小企業再生ファンド」に分類される投資ファンドをいいます。「中小企業再生ファンド」に分類されるファンドであるかについては、中小企業基盤整備機構「[出資ファンド検索システム](#)」からご確認いただけます。検索の結果、対象になるか不明な場合は、支店の窓口までお問い合わせください。

(注6) 中小企業基盤整備機構が出資する投資事業有限責任組合から出資または融資を受けた方をいいます。

(注7) 原則として、ご融資後おおむね1年以内に民間金融機関等からの出資または融資による資金調達が見込まれることをいいます。

(注8) 民間金融機関等からの協調支援を希望しない方等である場合には、認定経営革新等支援機関(認定支援機関)の支援を受けて事業計画を策定する方が対象となります。

(注9) 組合員以外の方の運転資金は、既存融資(生活衛生貸付)のお借換を含む場合のみのお取扱いとなります。

※ 本制度の利用には、財務内容、事業の見通し等について、日本公庫の審査が必要となります。審査の結果、本制度をご利用いただけない場合があります。くわしくは、当社ホームページ<https://www.jfc.go.jp/>をご覧ください。支店の窓口までお問い合わせください。

食品衛生法の改正施行から半年が経過しました。

食を取り巻く環境の変化や国際化などに対応して食品の安全を確保するため、平成30年6月に改正された食品衛生法が、段階的な施行を経て令和3年6月より完全施行となりました。

県内の食品事業者や消費者の皆さんと特につながりのある改正事項について確認してみましょう。

“HACCPに沿った衛生管理”の制度化

- 原則として全ての食品や添加物を取り扱う事業者は、食品衛生法施行規則で定められた「一般的な衛生管理に関する基準」及び「HACCPに関する基準」に従い、次のとおり公衆衛生上必要な措置を定め、遵守することが求められます。
- ただし、規模や業種等を考慮した一定の事業者については、取り扱う食品の特性等に応じた簡略化された衛生管理を行うことができます。
- 営業にあたり、HACCP認証等の取得は必要ありません。

HACCP(Hazard Analysis and Critical Control Point)とは

原料の受け入れから製造・調理、製品の出荷までの一連の工程や貯蔵、販売において、食中毒などの健康被害を引き起こす可能性のある危害要因を科学的根拠に基づいて管理する方法です。

① 衛生管理計画等の作成

食材を仕入れる際の異物や温度の確認のほか、調理を行う際の加熱の仕方といった、これまでに行っていた衛生管理のポイントを書き出した計画や手順書を作成します。

計画は小規模な事業所等については手引書を参考に作成できます。

② 記録・保存

①で決めた計画に沿って製造を行ったかどうか日々記録を行います。

③ 検証・見直し

作成した計画の内容を定期的に確認し、必要に応じて見直します。

“営業許可制度”の見直しと“営業届出制度”の創設

営業許可制度の見直し

- 食中毒等のリスクや食品産業の実態を踏まえて営業許可が必要な業種が見直されました。
- 一つの許可業種で取り扱える食品の範囲が拡大されました。
- 原材料や製造工程が共通する業種が統合されました。

営業届出制度の創設

- HACCPに沿った衛生管理の制度化に伴い、食品等事業者を把握できるよう営業の届出制度が創設され、一部の業種を除き、管轄の保健所（支所）に届出書を提出する必要があります。
- 届出書には、届出者の氏名のほか、施設の所在地、営業の形態、主として取り扱う食品等に関する情報、食品衛生責任者の氏名の記載が必要となります。
- なお、食品衛生責任者となる人が要件を満たしていない場合には、講習会を受講するなどして届出から6ヶ月以内に要件を満たす必要があります。

営業許可が必要な業種

飲食店営業、菓子製造業、みそ又はしょうゆ製造業、冷凍食品製造業、漬物製造業など32業種

営業届出が必要な業種

（食品衛生法の許可業種・届出が不要な業種）
“以外”の営業

（例）弁当販売業、野菜果物販売業、米穀類販売業、健康食品製造業、海藻加工業、集団給食施設※（1回20食以上）など

※：営業者には含まれませんが、届出の規定が準用されます。

営業の届出が不要な業種

食品の輸入業、貯蔵業（冷凍・冷蔵倉庫業を除く）・運搬業、常温で長期保存可能な包装食品の販売業など

高

公衆衛生への影響

低

食品等の自主回収（リコール）情報報告制度の創設

- 事業者が食品等の自主回収（リコール）を行う場合に、自治体を通じて国へ報告する仕組みが作られ、リコール情報の報告が求められます。
- 事業者は、回収に着手した旨及び、回収の状況を所管の自治体に届け出なければなりません。
- 届出された情報は国のシステムで一元管理され、厚生労働省ホームページで公表されます。

詳しい制度改正の内容については各地域を所管する保健所（支所）までお問い合わせください。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/hc-ichiran.html>

中小ビルの所有者・ビルを利用される皆さまへ

チェック

- ビルの換気の改善は、利用する人全員で取り組むことが大切です
- 特定建築物に該当しない建築物も、換気設備等の適切な維持管理に努めましょう
- 換気は感染対策だけでなく、汚染物質※を室内から除去し、空間を快適にしてくれます

※汚染物質とは、ホルムアルデヒド・一酸化炭素・臭気など

建築物衛生法※¹では、特定建築物※²の所有者等に対し、建築物環境衛生管理基準に従って維持管理することを求めています。そして、特定建築物以外の建築物であっても、多数の方が使用・利用する場合は、特定建築物と同様の維持管理をするように努めることとされています。

また、昨今は新型コロナウイルス感染症対策としても、リスク要因の一つである「換気の悪い密閉空間」の改善が重要とされています※³。

ビルの所有者とテナント事業者等のビルの利用者が協力して、ビル全体の換気の改善に取り組みましょう。

※¹ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律

※² 興行場、百貨店、集会場、店舗、事務所等の用途に供される延べ床面積が原則3,000㎡以上の建築物であって、多数の者が使用・利用するもの

※³ 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000618969.pdf>



改善にあたっての**3**ポイント



- ▶ ビルの所有者は、ビル内の換気状況や換気設備の設置状況を把握し、必要に応じて、ビルの利用者と情報を共有しましょう。
- ▶ テナント事業者等のビルの利用者は、ビルの所有者が示す換気を改善する取り組みに協力しましょう。
- ▶ ビルの所有者は、定期的に換気設備（給排気口、外気取入口、フィルター等）のメンテナンスを行いましょう。



宮城県には、次の12業種の生活衛生同業組合があります。

宮城県寿司商生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町1-8-17 (宮城県たばこ販売協同組合2F)	TEL 022-265-3814 FAX 022-265-3815
宮城県麺類飲食業生活衛生同業組合	〒984-0816 仙台市若林区河原町1-5-11 川村ハイツ308	TEL・FAX 022-265-6526
宮城県中華飲食生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-5127 FAX 022-355-5128
宮城県社交飲食業生活衛生同業組合	〒980-0803 仙台市青葉区国分町1-8-14 (仙台協立第2ビル7F)	TEL 022-265-8121 FAX 022-268-6313
宮城県料理業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町3-9-5 (割烹蒲焼 大観楼内)	TEL 022-221-7575 FAX 022-222-2241
宮城県喫茶飲食生活衛生同業組合	〒987-0511 登米市迫町佐沼中江3-7-8 (withビル2F)	TEL 0220-23-7805
宮城県食肉生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-355-6646 FAX 022-355-6657
宮城県理容生活衛生同業組合	〒981-3112 仙台市泉区八乙女3-9-1	TEL 022-374-4333 FAX 022-375-3436
宮城県美容業生活衛生同業組合	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-22 (GC青葉通りプラザ5F)	TEL 022-223-2821 FAX 022-223-2822
生活衛生同業組合宮城県映画協会	〒980-0811 仙台市青葉区一番町2-5-5 (一番町中央ビル3F)	TEL・FAX 022-263-0716
宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	〒984-0051 仙台市若林区新寺2-1-1-901	TEL 022-298-8933 FAX 022-256-8933
宮城県クリーニング生活衛生同業組合	〒985-0841 多賀城市鶴ヶ谷1-4-1	TEL 022-361-0163 FAX 022-361-0165

生活衛生同業組合は生衛法に基づく自主的な活動団体であり、組合員は各種の支援をより多く受けることができます。

詳しい内容は、各生活衛生同業組合へお問い合わせください。

お問い合わせ

公益財団法人 宮城県生活衛生営業指導センター

〒980-0011 仙台市青葉区上杉五丁目1-12
後藤コーポ107号
TEL022-343-8763 FAX022-343-8764
ホームページ <http://www.seiei.or.jp/miyagi/>

